

新居浜工業高等専門学校技術室要項

平成12年12月18日要項第4号

最終改正 平成30年10月12日

(趣旨)

第1条 この要項は、独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則第12条、新居浜工業高等専門学校学則第10条及び新居浜工業高等専門学校エンジニアリングデザイン教育センター規程第3条の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教育研究支援組織として技術室を置き、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 技術室は、本校の教育研究活動における技術に関する専門的業務を組織的かつ効率的に処理するとともに、所属職員的能力及び資質の向上を図り、また、地域との技術交流等を積極的に行うことにより、本校における教育研究支援体制の充実に資することを目的とする。

(業務)

第3条 技術室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実験・実習、卒業研究等に係る技術支援に関すること。
- (2) 教員の教育・研究に係る技術支援に関すること。
- (3) 技術の継承及び保存に関すること。
- (4) 技術研修、技術発表会、技術講演会等の企画、実施等に関すること。
- (5) ものづくり工房、あかがね工房、実験室等の安全管理及び設備等の維持管理に関すること。
- (6) 情報ネットワークシステム及び教育用電算機システムの運用・管理に係る技術支援に関すること。
- (7) 地域等との技術交流及び技術支援に関すること。
- (8) その他教育研究支援に関すること。

2 前項第1号及び第2号の業務については、当該部局の長の依頼に基づき計画の上、実施する。

(組織)

第4条 技術室に技術室長、技術長、技術専門職員及び技術職員を置く。

- 2 技術室には、前項に規定するもののほか、技術専門員、部門の長及びその他必要な職員を置くことができる。
- 3 技術室長は、校長の命を受け、技術室の業務を掌理し、所属教職員を指揮監督することとし、エンジニアリングデザイン教育センター長をもって充てる。
- 4 技術長は、技術室長の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を統括する。
- 5 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度の専門的な技術をもって、技術業務に従事する。

- 6 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的な技術をもって、技術業務に従事する。
- 7 技術職員は、上司の命を受け、専門的な技術をもって、技術業務に従事する。
- 8 技術室に、次の各号に掲げる部門を置き、各部門に部門長を置く。
 - (1) 第一部門 主に機械系の技術業務を所掌する。
 - (2) 第二部門 主に電気・情報・電子系の技術業務を所掌する。
 - (3) 第三部門 主に生物応用化学・材料系の技術業務を所掌する。
- 9 部門長は、上司の命を受け、当該部門の業務を処理することとし、技術専門職員をもって充てる。
(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、技術室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成12年12月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日 一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月12日 一部改正）

この要項は、平成30年10月12日から施行し、平成30年4月1日から適用する。